

第1章 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

1 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

2 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

3 認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三四、314の7①三四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①）。

※ 認定NPO法人等の税制上の措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

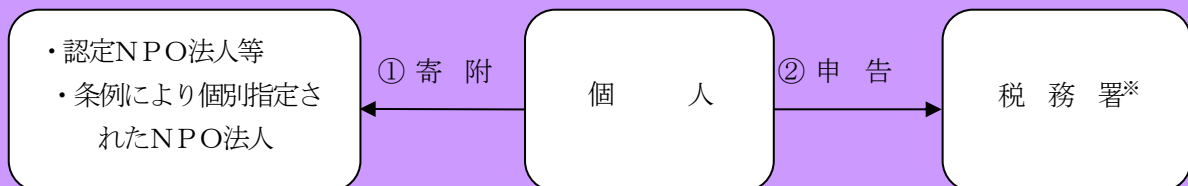
(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類[※]（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

（注） 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{\text{注1}} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{\text{注2}} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37 ④、措法 66 の 11 の 2 ②）。



（一般寄附金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

（注） 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

（証明書の保存等）

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

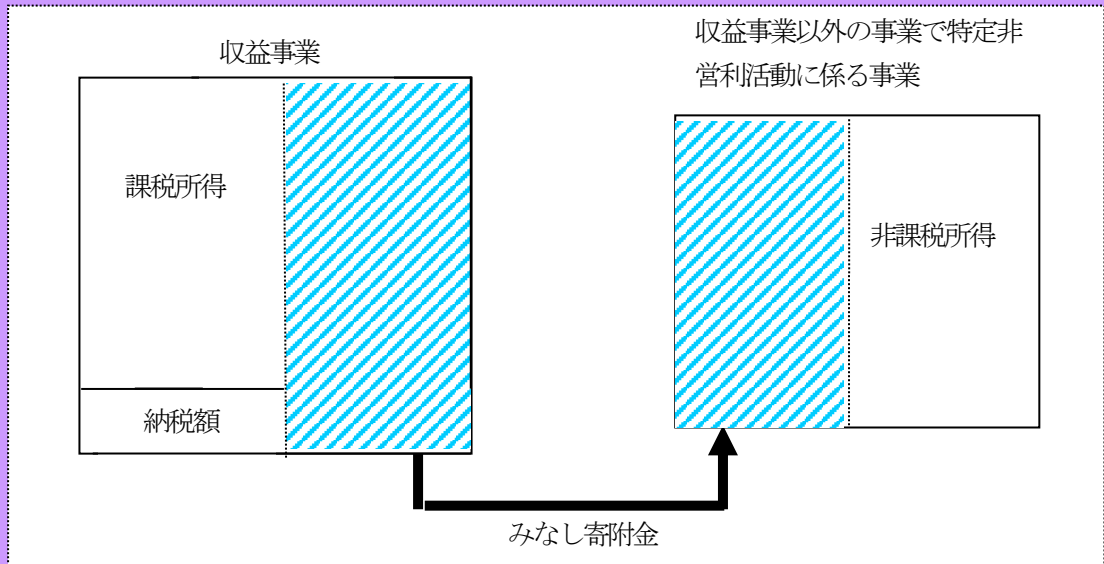
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。



⑤ 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

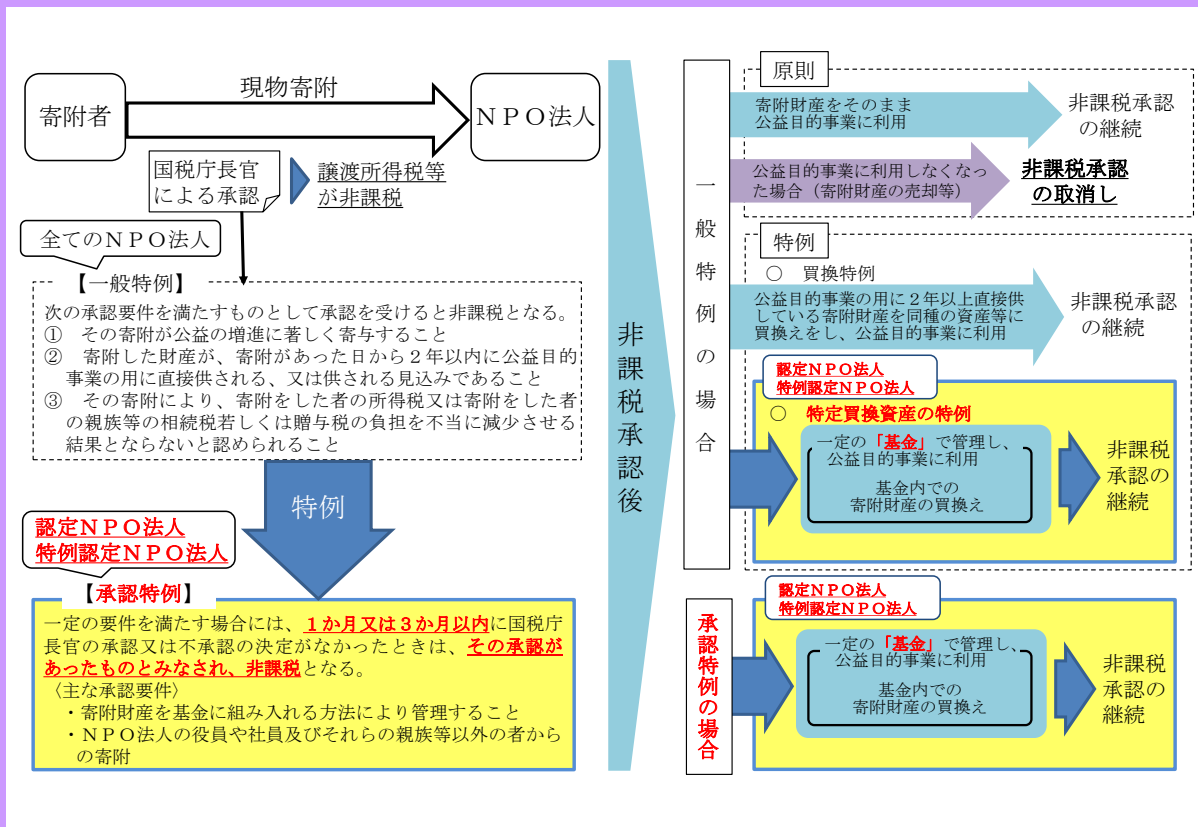
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号

※ 詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の記載のしかた」等をご参照ください。



4 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人

- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人

人

- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人

- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

6 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）

（法 51②、61 一）。

7 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います(法57①、61)。

イ 認定等の有効期間が経過したとき(法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき)

ロ 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき(法63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)

ハ 認定NPO法人等が解散したとき

ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法57②)

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております(法57③、62)。

※ 認定NPO法人と特例認定NPO法人との主な相違点

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定(特例認定)基準	9頁記載の8つの基準を満たすことが必要	左記のうち、PST基準が不要
申請可能な法人	すべてのNPO法人	設立後5年以内のNPO法人。
有効期間	認定の日から5年間(更新の制度あり)	特例認定の日から3年間(更新の制度なし)
税制上の措置	個人が支出した寄附金に対する措置(3頁参照) 法人が支出した寄附金に対する措置(5頁参照)	適用あり
	相続人等が寄附した相続財産等に対する措置(6頁参照) みなし寄附金制度(7頁参照)	適用なし